

5－2．グリーン訴求指令案の和訳

5－1項で解説したとおり、欧州におけるグリーン・ウォッシュ規制におけるグリーン訴求の共通基準を示す指令が、2023年3月にECから公表された「グリーン訴求指令案」である。当該指令案は英語をはじめ多くの言語に翻訳されているものの、その内容を正しく理解するためには、日本語に翻訳されることが望ましい。そこで、日本語に訳した当該指令を下記に示す。ただし、情報やデータ、解釈などできる限り正確に翻訳するよう努めたが、翻訳情報の正確性を保証するものではないことについては留意されたい。正式な内容については、欧州連合（European Union: EU）のウェブサイトを確認いただくようお願いする。

第1条 適用範囲

1. 本指令は、企業対消費者の商行為において、事業者が製品または事業者について行う明示的な環境主張に適用される。
2. 本指令は、環境ラベリング制度や、以下の指令・規則に定めるルールによって規制または実証される明示的な環境主張には適用されない。
 - (a) 欧州議会及び理事会規則 (EC)No 66/2010¹
 - (b) 欧州議会及び理事会規則 (EU)2018/848²
 - (c) 欧州議会及び理事会規則 (EU)2017/1369³
 - (d) 欧州議会及び理事会指令 2009/125/EC⁴
 - (e) 欧州議会及び理事会規則 (EU)No 305/2011⁵
 - (f) 欧州議会及び理事会規則 (EC)No 765/2008⁶
 - (g) 欧州議会及び理事会規則 (EC)No 1221/2009⁷
 - (h) 欧州議会及び理事会指令 1999/94/EC⁸
 - (i) 欧州議会及び理事会規則 (EU)No 305/2011⁹
 - (j) 欧州議会及び理事会指令 2006/66/EC¹⁰
 - (k) 欧州議会及び理事会指令 94/62/EC¹¹

¹ Regulation (EC) No 66/2010 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the EU Ecolabel (OJ L 27, 30.1.2010, p. 1).

² Regulation (EU) 2018/848 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on organic production and labelling of organic products and repealing Council Regulation (EC) No 834/2007 (OJ L 150, 14.6.2018, p. 1).

³ Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2017 setting a framework for energy labelling and repealing Directive 2010/30/EU (OJ L 198, 28.7.2017, p. 1).

⁴ Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products (recast) (OJ L 285, 31.10.2009, p. 10).

⁵ Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2011 laying down harmonised conditions for the marketing of construction products and repealing Council Directive 89/106/EEC (OJ L 88, 4.4.2011, p. 5).

⁶ Regulation (EC) No 765/2008 of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93 (OJ L 218, 13.8.2008, p. 30).

⁷ Regulation (EC) No 1221/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS), repealing Regulation (EC) No 761/2001 and Commission Decisions 2001/681/EC and 2006/193/EC (OJ L 342, 22.12.2009, p. 1).

⁸ Directive 1999/94/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 relating to the availability of consumer information on fuel economy and CO₂ emissions in respect of the marketing of new passenger cars (OJ L 12, 18.1.2000, p. 16).

⁹ Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2011 laying down harmonised conditions for the marketing of construction products and repealing Council Directive 89/106/EEC (OJ L 88, 4.4.2011, p. 5).

¹⁰ Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC (OJ L 266, 26.9.2006, p. 1).

¹¹ Directive 94/62/EC of the European Parliament and of the Council of 20 December 1994 on packaging and packaging waste (OJ L 365, 31.12.1994, p. 10).

- (l) 欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852¹²
- (m) 欧州議会及び理事会規則(EU) ... /... ¹³
- (n) 欧州議会及び理事会指令 2012/27/EU¹⁴
- (o) 欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU¹⁵ 及び金融サービス、金融製品に関するその他の EU・国家・国際規則、基準またはガイドライン
- (p) 特定の製品もしくは事業者に関する特定の明示的な環境主張を行うことができる条件または行う際に従うべき条件を定めた他の既存のもしくは将来の EU 規則、または特定の製品もしくは事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価または伝達に関する要求事項もしくは環境ラベリング制度の条件を定めた EU 規則。

第 2 条 定義

本指令においては、以下の定義を適用するものとする。

- (1) 「環境主張 (environmental claim)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(o)に定義する環境主張をいう。
- (2) 「明示的な環境主張 (explicit environmental claim)」とは、テキスト形式の、または環境ラベルに含まれる環境主張をいう。
- (3) 「事業者 (trader)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(b)に定義する事業者をいう。
- (4) 「製品 (product)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(c)に定義する製品をいう。
- (5) 「消費者 (consumer)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(a)に定義する消費者をいう。
- (6) 「企業と消費者間の取引 (business-to-consumer commercial practices)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(d)に定義する企業と消費者間の取引をいう。
- (7) 「持続可能性ラベル (sustainability label)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(r)に定義する持続可能性ラベルをいう。
- (8) 「環境ラベル (environmental label)」とは、製品、プロセス、または事業者の環境面のみを、または環境面を主に扱った持続可能性ラベルをいう。
- (9) 「製品群 (product group)」とは、類似の目的を果たすか、用途が類似しているか、

¹² Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 (OJ L 198, 22.6.2020, p. 13).

¹³ Regulation (EU) ... /... of the European Parliament and of the Council establishing a Union certification framework for carbon removals (OJ L ...).

¹⁴ Directive 2012/27/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on energy efficiency, amending Directives 2009/125/EC and 2010/30/EU and repealing Directives 2004/8/EC and 2006/32/EC (OJ L 315, 14.11.2012, p. 1).

¹⁵ Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (OJ L 182, 29.6.2013, p. 19).

類似の機能特性を有する一連の製品をいう。

- (10)「認証制度 (certification scheme)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(s)に定義する認証制度をいう。
- (11)「検証 (verification)」とは、明示的な環境主張の実証と伝達が本指令に定める要求事項に適合しているかどうか、または環境ラベリング制度が本指令に適合しているかどうかを検証するために、検証機関が実施する適合性評価プロセスをいう。
- (12)「バリューチェーン (value chain)」とは、再製造を含め、事業者の製品または活動のライフサイクルの一部であるすべての活動及びプロセスをいう。
- (13)「ライフサイクル (life cycle)」とは、天然資源からの原材料の入手または生成、前加工、製造、保管、流通、設置、使用、保守、修理、改良、改修ならびに再利用及び使用終了からなる、製品の一生の連続した、相互に結びついた段階をいう。
- (14)「一次情報 (primary information)」とは、事業者の活動を代表する一つまたは複数の施設から、事業者が直接に測定または収集した情報をいう。
- (15)「二次情報 (secondary information)」とは、文献研究、工学研究、特許など、一次情報以外の情報源に基づく情報をいう。
- (16)「一般市民 (public)」とは、一人または複数の自然人または法人、及びそれらの協会、事業者またはグループをいう。
- (17)「環境パフォーマンス (environmental performance)」とは、特定の製品または製品群あるいは事業者またはセクターの、環境側面または環境影響に関係するパフォーマンスをいう。
- (18)「環境側面 (environmental aspect)」とは、環境と相互作用する、または相互作用する可能性のある、事業者もしくはセクターの活動の要素または製品もしくは製品群の要素をいう。
- (19)「環境影響 (environmental impact)」とは、有益か有害かを問わず、その全体または一部が事業者またはセクターの活動あるいは製品または製品群のライフサイクルから生じる、環境への変化をいう。

第 3 条

明示的な環境主張の実証

- 1. 加盟国は、事業者が明示的な環境主張を実証するための評価を確実に実施するようにならなければならない。この評価は、
 - (a) 当該主張に関して、当該主張が製品全体、製品の一部または製品の特定の側面、あるいは事業者のすべての活動、またはそれらの活動の特定の部分または側面に関連するものなのかどうかを明確にするものでなければならず、
 - (b) 広く認められた科学的証拠に依拠し、正確な情報を使用し、関連する国際基準を考慮に入れたものでなければならず、
 - (c) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスが、ライフサイクルの観点から重要であることを証明するものでなければならず、

- (d) 環境パフォーマンスについて主張する場合は、当該環境パフォーマンスを評価する上で重要なすべての環境側面または環境影響を考慮に入れたものでなければならず、
- (e) 当該主張が、製品群内の製品またはセクター内の事業者に対して法律で課された要求事項と同等のものではないことを証明するものでなければならず、
- (f) 当該主張の対象となる製品または事業者が、当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに関して、関連する製品群の製品または関連するセクターの事業者の一般的慣行よりも著しく優れているかどうかの情報を提供するものでなければならず、
- (g) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスを改善することが、気候変動、資源の消費と循環性、水資源と海洋資源の持続可能な利用と保護、汚染、生物多様性、動物福祉及び生態系への環境影響に関して重大な弊害をもたらすかどうかを特定するものでなければならず、
- (h) 付加的な環境情報として、利用した温室効果ガス排出量のオフセットを温室効果ガス排出量から切り離し、そのオフセットが排出削減と排出除去のどちらに関連するものかを明示し、また、主張している気候への影響を反映する上で、依拠するオフセットがいかに信頼性が高く、正しく計上されているかについて説明するものでなければならず、
- (i) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスについて、事業者が入手できる一次情報を含むものでなければならず、
- (j) 一次情報が入手できない場合は、当該主張の対象となる製品または事業者の特定のバリューチェーンを代表する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに関連する二次情報を含むものでなければならない。

2. 当該主張の対象ではない重大な環境影響の存在することが証明されているものの、第1項の(c)にいう評価を実施するための広く認識された科学的証拠がない場合、別の側面について当該主張を行う事業者は、入手可能な情報を考慮に入れるものとし、必要な場合は、広く認識された科学的証拠が入手可能になった時点で、第1項による評価を更新しなければならない。

3. 第1項及び第2項に規定する要件は、欧州委員会勧告 2003/361/EC¹⁶の意味における零細企業である事業者には適用されない。ただし、第10条に従って適合証明書を受領することを目的として検証を要請する場合はこの限りではない。

4. 第20条にいう環境主張の推移の定期的な監視により、特定の主張について第1項に規定する要求事項の適用に差異のあることが明らかになり、その差異が域内市場の機能に障害をもたらす場合、または特定の主張に関する要求事項のないことが消費者の誤解を広く招くことを欧州委員会が確認した場合、欧州委員会は、第1項に規定する明示的な環

¹⁶ Commission Recommendation 2003/361/EC of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (OJ L 124, 20.5.2003, p. 36).

環境主張の実証に関する要求事項を補完するために、第 18 条に従い、以下のいずれかの方法により委任法令を採択することができる。

- (a) 環境側面、環境影響及び環境パフォーマンスを評価するためのルールを決定する（関係する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに大きく寄与する、または寄与できない活動、プロセス、材料、排出物または製品の使用を決定することを含む）。
- (b) どの環境側面または環境影響について一次情報を提供しなければならないかを決定し、それに基づいて一次情報及び二次情報の正確性を評価できる基準を決定する。
- (c) 特定の製品群やセクターについての明示的な環境主張の実証に関する、ライフサイクルに基づく具体的なルールを確立する。

5. 前項に従って明示的な環境主張の実証要件をさらに規定する場合、欧州委員会は、科学的情報その他の入手可能な技術情報（関連する国際規格を含む）を、また関係する場合に以下の点を考慮に入れるものとする。

- (a) 特定の方法論的アプローチを必要とするセクターや製品の特殊性
- (b) 特定の製品群やセクターが、EU の気候・環境目標の達成に貢献する可能性
- (d) EU 法から導かれた何らかの関連情報
- (e) 評価のための情報・データへのアクセス及び中小企業（「SME」）によるこうした情報・データの利用の容易さ

第 4 条

明示的な比較環境主張の実証

1. ある製品または事業者が、他の製品または事業者よりも環境影響が少ない、または環境パフォーマンスが優れていることを表明または示唆する明示的な環境主張（「比較環境主張」）の実証は、第 3 条に定める要件に加え、以下の要件に適合していなければならない。

- (a) 比較の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用された情報及びデータが、当該主張の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用された情報及びデータと同等であること。
- (b) 当該製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用されるデータが、比較の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用されるデータと同等の方法で生成または入手されたものであること。
- (c) バリューチェーンにおける対象段階が、比較の対象となる製品及び事業者についても同等であり、すべての製品及び事業者について、最も重要な段階が確実に考慮に入れられていること。
- (d) 環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの対象範囲が、比較する製品及び事

業者について同等であり、すべての製品及び事業者について最も重要な環境影響、環境側面または環境パフォーマンスが確実に考慮されていること。

(e) 比較に用いる前提条件は、比較する製品及び事業者間で同等に設定されていること。

2. 比較環境主張が、主張の対象となる製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスにおける、同一事業者の他の製品、市場で活動しなくなった競合事業者の他の製品、または消費者に販売を行わなくなった事業者の他の製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスと比較した改善に関するものである場合、当該主張の実証において、その改善が主張の対象となる製品の他の関連する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスにどのように影響するかについて説明し、比較の基準年を明示しなければならない。

3. 本条に定める要求事項は、欧州委員会勧告 2003/361/EC¹⁷の意味における零細企業である事業者には適用されない。ただし、第 10 条に従って適合証明書を受領する目的で検証を要請する場合は、この限りではない。

第 5 条

明示的な環境主張の伝達

1. 加盟国は、販売業者が、本条に定める要求事項に従って明示的な環境主張を伝達することを義務付けなければならない。

2. 明示的な環境主張は、第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定める要求事項に従って実証され、かつ第 3 条第(1)項の(c)または(d)に従って当該製品または事業者にとって重要であると特定された環境影響、環境側面または環境パフォーマンスのみを対象とすることができる。

3. 明示的な環境主張が最終製品に関係したもので、かつ使用段階がその製品の最も重要なライフサイクル段階の一つである場合、当該主張には、当該製品に期待される環境パフォーマンスを達成するために消費者は当該製品をどのように使用すべきなのかについての情報を含めなければならない。その情報を、主張とともに提供すること。

4. 明示的な環境主張が、製品または事業者の将来の環境パフォーマンスに関するものである場合は、自社の事業及びバリューチェーン内における改善に向けた期限を定めたコミットメントを含めなければならない。

5. 環境影響の集約指標に基づく、製品または事業者の累積的な環境影響に関する明示的な環境主張は、EU 法で定められた当該集約指標の算出規則に基づいてのみ行うことができる。

6. 明示的な環境主張の対象である製品または事業者に関する情報、及び実証に関す

¹⁷ Commission Recommendation 2003/361/EC of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (OJ L 124, 20.5.2003, p. 36).

る情報を、物理的形態で、あるいはウェブリンク、QR コードまたは同等の形態で、主張とともに提供しなければならない。

その情報には、少なくとも以下を含めるものとする。

- (a) 当該主張の対象となる環境側面、環境影響、または環境パフォーマンス
- (b) 適切な場合には、関連する EU 規格または関連する国際規格
- (c) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスを評価、測定及び監視するために用いる基礎的な研究または計算(当該研究または計算の結果を省略しないこと)、ならびにそれらの範囲、前提及び限界の説明。ただし、当該情報が指令 (EU)2016/943¹⁸ の第 2 条第 1 項に基づく企業秘密である場合はこの限りではない。
- (d) 当該主張の対象となる改善がどのように達成されるのかについての簡単な説明
- (e) 当該主張の実証に関する第 10 条の適合証明書、及び当該適合証明書を作成した検証機関の連絡先
- (f) 温室効果ガス排出量のオフセットに依存する気候変動関連の明示的な環境主張については、オフセットにどの程度依存しているか、またオフセットが排出削減と排出除去のどちらに関連するものであるかの情報
- (g) 当該主張の対象となる消費者にとって明確かつ理解可能であり、主張が作成される加盟国の公用語の少なくとも一つで提供される、本項に列挙される要素を含む評価の概要。

7. 第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定する要求事項は、欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味における零細企業である事業者には適用されない。ただし、第 10 条に従って適合証明書を受領する目的で検証を要請する場合はこの限りではない。

8. 特定の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの実証が、第 3 条第 4 項の (a) 及び第 4 項の (c) にいう委任法令で定められた規則の対象となる場合、欧州委員会は、消費者が誤解することのないよう、当該環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに関して伝達できる、または伝達しなければならない情報をさらに規定することにより、第 18 条に従って委任法令を採択し、第 5 条に規定する明示的な環境主張の伝達に関する要求事項を補完することができる。

第 6 条

比較環境主張の伝達

比較環境主張は、主張の対象となる製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスを、同一事業者の他の製品、市場で活動しなくなった競合事業者の他の製品、または消費者に販売を行わなくなった事業者の他の製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンス

¹⁸ Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure (OJ L 157, 15.6.2016, p. 1).

ンスと比較した改善に関するものであってはならない。ただし、その改善が有意であり、かつ過去 5 年間に達成されたということを証明する証拠に基づくものである場合は、この限りでない。

第 7 条 環境ラベル

1. 加盟国は、環境ラベルが第 3 条から第 6 条に定める要求事項を満たし、第 10 条に従って検証を受けるようにしなければならない。
2. EU 法に基づいて制定された環境ラベリング制度の下で付与された環境ラベルのみが、製品または事業者の環境影響の集約指標に基づいて、製品または事業者の評価またはスコアを提示することができる。

第 8 条 環境ラベリング制度の要件

1. 環境ラベリング制度とは、製品、プロセス、または事業者が環境ラベルの要求事項に適合していることを証明する認証制度をいう。
2. 環境ラベリング制度は、以下の要求事項に適合していなければならない。
 - (a) 環境ラベリング制度の所有権と意思決定機関に関する情報は透明で、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細なものであること。
 - (b) 環境ラベリング制度の目的、環境ラベリング制度の遵守を監視するための要件と手順に関する情報が透明で、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細なものであること。
 - (c) 環境ラベリング制度への参加条件は、中小企業を排除しないよう、企業の規模及び売上高に比例するものであること。
 - (d) 環境ラベリング制度の要求事項は、その科学的堅牢性を保証できる専門家によって作成され、異種の利害関係者グループに協議のために提出され、検討を受け、社会的観点からの妥当性が保証されていること。
 - (e) 環境ラベリング制度には、苦情処理・紛争解決のメカニズムが整備されていること。
 - (f) 環境ラベリング制度は、不適合に対処する手順を定めており、当該制度の要求事項に対する継続的かつ重大な不適合があった場合の環境ラベルの撤回または使用停止を定めていること。
3. 加盟国の公的機関は、[OP: 日付 = 本指令の国内法化の日付 を挿入する]以降に、国家または地域の環境ラベリング制度を新たに設立してはならない。ただし、それ以前に設立された国家または地域の環境ラベリング制度は、本指令の要件を満たしている限り、

EU 市場において引き続き環境ラベルを付与することができる。

本項の第 1 段落で言及されている日付以降は、EU 法に基づいてのみ、環境ラベリング制度を設立することができる。

4. [OP: 日付 = 本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に、第三国の公的機関が設立し、域内市場で使用される環境ラベルを付与する新たな環境ラベリング制度は、域内市場に参入する前に欧州委員会の承認を受けなければならない。その目的は、これらのラベルが、第 3 項で言及されている既存の EU、国家または地域の制度と比較して、特に環境影響、環境側面、環境パフォーマンス、あるいは特定の製品群またはセクターを網羅する範囲など、環境に対する意欲という点で付加価値を提供し、かつ本指令の要求事項を満たしていることを保証することにある。それ以前に第三国の公的機関によって設立された環境ラベリング制度は、本指令の要求事項を満たしている場合、EU 市場で使用される環境ラベルを引き続き付与することができる。

5. 加盟国は、[OP: 日付 = 本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に民間事業者によって設立された環境ラベリング制度が、第 3 項で言及されてる既存の EU、国家または地域の制度と比較して、特に環境影響、環境側面または環境パフォーマンス、あるいは特定の製品群またはセクターを網羅する範囲、中小企業のグリーン移行を支援する能力など、環境に対する意欲の点で付加価値を提供し、本指令の要求事項を満たす場合にのみ承認されるようにしなければならない。

この新規環境ラベリング制度の承認手続きは、域内及び第三国の民間事業者によって設立された制度にも適用されるものとする。

加盟国は、新たな民間制度が承認された場合、欧州委員会に通知しなければならない。

6. 第 4 項及び第 5 項の承認を受けるために、新たな環境ラベリング制度の運営機関は、以下について記載した関係書類を提出しなければならない。

(a) 制度開発の基礎となる根拠

(b) 制度の範囲案

(c) 第三国の公的機関が設立する環境ラベリング制度については第 4 項に、民間事業者が設立する環境ラベリング制度については第 5 項に定める通り、当該制度が付加価値を提供するという証拠

(d) 環境ラベルを開発し付与するために使用する基準及び方法の案、及び市場に対して予想される影響

(e) 環境ラベリング制度の所有権及び意思決定機関の詳細

本項の第 1 段落に規定する書類は、第 4 項に規定する制度の場合は欧州委員会に、第 5 項に規定する制度の場合は加盟国の当局に対し、第 10 条に従って作成された環境ラベリング制度の適合証明書とともに提出しなければならない。

7. 欧州委員会は、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に基づいて [OP: 日付 = 本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に域内市場における使用が許可される、公的に認められた環境ラベルのリストを公表し、最新の状態に保つものとする。

8. 欧州連合全体で統一的な適用を確保するため、欧州委員会は以下の実装法令を採択する。

(a) 第 4 項及び第 5 項で言及されている基準に従い、環境ラベリング制度の承認に関する詳細な要求事項を規定する。

(b) 第 6 項で言及されている関係書類の書式及び内容をさらに具体化する。

(c) 4 項の承認の手続きに関する詳細な規則を定める。

これらの実装法令は、第 19 条の審査手続きに従って採択するものとする。

第 9 条

明示的な環境主張の実証の見直し

加盟国は、主張の正確性に影響を及ぼす可能性のある状況が存在する場合に、明示的な環境主張の実証に使用された情報が、第 5 条の(6)で言及されている情報の提出日から 5 年以内に、事業者によって見直され、更新されるようにしなければならない。この見直しにおいて、事業者は使用された基礎情報を修正し、第 3 条及び第 4 条の要求事項に完全に適合するようにしなければならない。

更新された明示的な環境主張は、第 10 条に従って検証を受けるものとする。

第 10 条

環境主張及び環境ラベリング制度の実証と伝達の検証及び認証

1. 加盟国は、明示的な環境主張の実証及び伝達を第 3 条から第 7 条に定める要求事項に照らして検証する手順を定めるものとする。

2. 加盟国は、環境ラベリング制度が第 8 条に定める要求事項に適合していることを検証する手順を定めるものとする。

3. 検証及び認証要件は、欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味における零細企業である事業者に対しては、当該事業者が要請した場合にのみ適用される。

4. 検証は、第 11 条に定める要件を満たす検証機関が、第 1 項及び第 2 項で言及されている手順に従い、当該環境主張が公表される前または当該環境ラベルが事業者によって表示される前に実施しなければならない。

5. 検証において、検証機関は、明示的な環境主張または環境ラベルの性質及び内容を考慮に入れるものとする。

6. 検証の完了後、検証機関は、必要に応じ、明示的な環境主張または環境ラベルが本

指令に定める要求事項に適合していることを証明する適合証明書を作成するものとする。

7. 本指令の適用及び施行に責任を有する管轄当局は、適合証明書を受け入れなければならない。加盟国は、規則 (EU)No 1024/2012 により設立された域内市場情報システムを通じて、適合証明書のリストを通知するものとする。

8. 適合証明書は、指令 2005/29/EC に基づく国家当局または裁判所による環境主張の評価を予断するものではない。

9. 欧州委員会は、第 5 項にいう適合証明書の様式及び当該適合証明書を発行するための技術的手段に関する詳細を定める実装法令を採択しなければならない。これらの実装法令は、第 19 条の審査手順に従って採択されるものとする。

第 11 条

検証機関

1. 検証機関は、規則 (EC)No 765/2008¹⁹ に従って認定された第三者適合性評価機関でなければならない。

2. この認定には、特に第 3 項の要件に対する適合性の評価が含まれるものとする。

3. 検証機関は、以下の要件に適合していなければならない。

- (a) 検証機関は、当該環境主張の対象となる製品またはそれに関連する事業者から独立していなければならない。
- (b) 検証機関、その経営陣、及び検証業務の実施に責任を有する要員は、検証活動に関し、その判断の独立性または誠実性に抵触する可能性のあるいかなる活動にも従事してはならない。
- (c) 検証機関及びその要員は、最高度の職業的誠実さ及び必要な技術的力量をもって検証活動を実施し、その判断または検証活動の結果に影響を及ぼす可能性のある、あらゆる圧力や誘因（特に金銭的なもの）から自由でなければならない。
- (d) 検証機関は、同機関が認定を受けている検証活動を実施するために必要な専門知識、設備及びインフラを有していなければならない。
- (e) 検証機関は、検証作業を実施する責任を負う、適切な資格と経験を有する十分な人数の要員を擁していなければならない。
- (f) 検証機関の要員は、検証作業を実施する際に入手したすべての情報について、職業上の秘密を守るものとする。
- (g) 検証機関が検証に関係する特定の業務を下請けに出すまたは子会社に提供する場合、検証機関は、下請け業者または子会社が実施する業務に対する全責任を負い、

¹⁹ Regulation (EC) No 765/2008 of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93 (OJ L 218, 13.8.2008, p. 30).

下請け業者または子会社の資格及びそれらが実施する業務を評価・監視するものとする。

第 12 条

中小企業

加盟国は、中小企業が本指令に定める要求事項を適用できるよう、適切な措置を講じるものとする。そのような措置には少なくとも、明示的な環境主張に関する要求事項に適合する方法への意識を高めるためのガイドラインまたは類似のメカニズムを含めるものとする。さらに、そのような措置には、適用される国家補助規則を損なうことなく、以下が含まれる。

- (a) 財政支援
- (b) 融資へのアクセス
- (c) 専門的な管理及びスタッフ研修
- (d) 組織的・技術的援助

第 13 条

管轄当局の指定及び調整メカニズム

1. 加盟国は、本指令の適用及び施行に責任を有する管轄当局を 1 つ以上指定するものとする。
2. 第 5 条及び第 6 条の執行を目的として、加盟国は指令 2005/29/EC の施行に責任を有する国内当局または裁判所を指定することができる。その場合、加盟国は本指令の第 14 条から第 17 条の適用を制限し、指令 2005/29/EC の第 11 条から第 13 条に従って採択された施行規則を適用することができる。
3. 自国の領域に複数の管轄当局が存在する場合、加盟国は、それら当局のそれぞれの任務が明確に定義され、適切な意思疎通と調整メカニズムが確立されるようにしなければならない。
4. 加盟国は、欧州委員会及び他の加盟国に対し、自国の管轄当局の名称及び当該当局の管轄領域を遅滞なく通知しなければならない。

第 14 条

管轄当局の権限

1. 加盟国は、本指令への適合性を確保するために必要な検査及び執行の権限を管轄

当局に付与するものとする。

2. 第 1 項に基づいて管轄当局に付与される権限には、少なくとも以下が含まれるものとする。

- (a) 形式やフォーマットを問わず、また保存媒体や保存場所に係わらず、本指令の違反に関する関連文書、データまたは情報へのアクセス権、及びそのコピーを取るまたは入手する権限
- (b) 本指令の違反が過去に生じたことがある、もしくは現在生じているかどうかを確立し、当該違反の詳細を確認する目的で、自然人または法人に対し、形式やフォーマットを問わず、また保存媒体や保存場所に係わらず、関連する情報、データまたは文書を提出するよう要求する権限
- (c) 本指令の違反を止めるまたは禁止するために、主導的に調査または手続を開始する権限
- (d) 事業者に対し、適切かつ有効な救済策を採用し、本指令の違反を終結させるために適切な行動を取ることを要求する権限
- (e) 本指令の違反に関して、適切な場合には差止命令による救済を採用する権限
- (f) 第 17 条に従い、本指令の違反に対して罰則を課す権限

3. 管轄当局は、いかなる情報、文書、調査結果、陳述、機密情報も、それらが保存されているフォーマットまたは媒体にかかわらず、捜査の目的のために証拠として使用することができる。

第 15 条 適合性監視措置

1. 第 13 条に従って指定された加盟国の管轄当局は、連合市場において行われている明示的な環境主張及び適用されている環境ラベリング制度について、定期的な確認を行うものとする。こうした確認結果の詳細を記した報告書を、インターネット上で一般市民に公開しなければならない。

2. 加盟国の管轄当局が、本指令に規定された義務への違反を検知した場合、当該管轄当局は、本指令に規定されたすべての関連要件を網羅する評価を実施するものとする。

3. 第 1 項の評価において、当該管轄当局が、明示的な環境主張または環境ラベリング制度の実証と伝達が本指令に規定された要件に適合していないと判断した場合、管轄当局は、当該主張を行う事業者の不適合について通知し、当該事業者に対し、その明示的な環境主張または環境ラベリング制度を本指令に適合させるため、または不適合である明示的な環境主張の使用及び参照を中止するために、30 日以内にあらゆる適切な是正措置を講じるよう要求するものとする。当該措置は、比例原則及び意見表明権を遵守しつつも、可能な限り効果的かつ迅速なものでなければならない。

第 16 条

苦情処理と司法へのアクセス

1. EU 法または国内法に基づいて正当な利益を有するとみなされる自然人もしくは法人または組織は、事業者が本指令の規定に適合していないと客観的な状況に基づいて判断した場合、実証された苦情を管轄当局に提出する権利を有するものとする。
2. 第 1 項の目的においては、人の健康、環境または消費者の保護を促進する非政府機関または組織であって、国内法上の要件を満たすものは、十分な利益を有するものとみなされる。
3. 管轄当局は、第 1 項の実証された苦情を評価し、必要な場合には、それらの苦情を検証するために、当該個人または組織に対する調査及び聴聞を含む必要な措置を講じるものとする。確認された場合、管轄当局は第 15 条に従って必要な措置を講じなければならない。
4. 管轄当局は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合にも国内法の関連規定に従って、第 1 項の苦情を提出した個人または組織に対し、当該苦情において提案されている措置の要請に応じるか拒否するかについての当局の決定を通知し、かつ、その理由を示さなければならない。
5. 加盟国は、司法手続きに頼る前に行政審査手続きを尽くすことを要求する国内法の規定を損なうことなく、実証された苦情を提出する第 1 項の個人または組織が、本指令に基づく管轄当局の決定や作為または不作為の手続き上また実質的な適法性を審査する権限を有する裁判所その他の独立した公平な公的機関にアクセスできるようにしなければならない。当該司法審査手続きは、公平で、公正な、適時の、かつ無料または法外な費用がかからないものでなければならず、必要な場合には差止命令による救済を含む適切かつ効果的な救済を提供するものであること。
6. 加盟国は、本条にいう行政及び司法審査手続きへのアクセスに関する実用的な情報が一般市民に確実に提供されるようにしなければならない。

第 17 条

罰則

1. 指令 2008/99/EC²⁰ に基づく加盟国の義務を損なうことなく、加盟国は、本指令に基づいて採択された国内規定の違反に対して適用される罰則に関する規則を定め、そ

²⁰ Directive 2008/99/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on the protection of the environment through criminal law (OJ L 328, 6.12.2008, p. 28).

の実施を確保するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。規定される罰則は、効果的、比例的かつ抑止的なものでなければならない。

2. 違反の場合に課される罰則の種類及びレベルを決定するに際して、加盟国の管轄当局は、以下の点を十分に考慮しなければならない。

- (a) 違反の性質、重大性、程度及び期間
- (b) 違反の性質が故意または過失によるものか、及び該当する場合は、消費者の被った損害を軽減または救済するために事業者が取った措置
- (c) 責任を負う自然人または法人の財務力(これは、例えば責任を負う法人の総売上高や責任を負う自然人の年間収入などによって示される)
- (d) 責任を負う者が当該違反から得た経済的利益
- (e) 責任を負う自然人または法人による過去の違反行為
- (f) 事案の状況に応じて適用される、その他の加重要素または減刑要素
- (g) 国境を越えた事案の場合、他の加盟国で同一の違反に対して当該事業者には課された罰則(規則(EU)2017/2394により設立されたメカニズムを通じて当該罰則に関する情報が入手できる場合)

3. 加盟国は、本指令の違反に対する罰則及び措置を規定する際、以下の点を含めるものとする。

- (a) 違反行為から得られる経済的利益を事実上剥奪する罰金、及び違反行為を繰り返した場合の罰金のレベルの引き上げ
- (b) 当該製品の取引により事業者が得た収益の没収
- (c) 入札手続き、助成金、利権を含む、公的調達プロセス及び公的資金へのアクセスからの、最長 12 カ月間に及ぶ一時的な排除

上記(a)の目的において、規則(EU)2017/2394²¹の第 21 条に基づいて罰則が課される場合に、加盟国は、罰金の最高額を、当該加盟国(複数の場合もある)における事業者の年間売上高の 4%以上としなければならない。

第 18 条 委任の実行

1. 委任法令を採択する権限が、本条に定める条件に従って、欧州委員会に付与される。

2. 第 3 条第 4 項及び第 5 条第 8 項にいう委任法令を採択する権限は、[*OP: 日付＝本指令の国内法化の日付を挿入する*] から 5 年間、欧州委員会に付与されるものとする。欧州委員会は、5 年間の期間が終了する 9 カ月前までに、権限の委任に関する報告書を作成しなければならない。権限の委任は、欧州議会または理事会が各期間の終了 3 カ月前ま

²¹ OJ L 345, 27.12.2017, p. 1.

でにその延長に反対しない限り、暗黙のうちに同一期間延長されるものとする。

3. 欧州議会または理事会は、第 3 条第 4 項及び第 5 条第 8 項にいう権限の委任をいつでも撤回できる。撤回が決定されれば、当該決定が指定した権限の委任は終了するものとする。これは、欧州連合官報に当該決定が発表された翌日、または官報に指定されたそれ以降の日付に発効するものとする。この決定は、すでに発効している委任法令の有効性に影響を及ぼさないものとする。

4. 委任法令を採択する前に、欧州委員会は、2016 年 4 月 13 日の「より良い立法についての機関間協定」に定められた原則に従い、各加盟国により指定された専門家と協議するものとする。

5. 欧州委員会は、委任法令を採択し次第、それを欧州議会及び理事会に同時に通知しなければならない。第 3 条第 4 項及び第 5 条第 8 項に従って採択された委任法令は、欧州議会及び理事会に通知されてから〔2 カ月〕以内に欧州議会と理事会のいずれからも異議が表明されない場合に限り、またはその期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が異議のない旨を欧州委員会に通知した場合に限り、発効するものとする。この期間は、欧州議会または理事会からの発議があれば、さらに〔2 カ月〕延長しなければならない。

第 19 条

委員会の手続き

1. 欧州委員会 (Commission) は、委員会 (committee) の支援を受けるものとする。この委員会は、規則 (EU) No 182/2011 の意味における委員会とする。

2. 本項に言及する場合、規則 (EU) No 182/2011 の第 5 条第 4 項の第 3 段落が適用される。

第 20 条

監視

1. 加盟国は、本指令の適用を以下に基づいて定期的に監視するものとする。

- (a) 第 16 条に従って実証された苦情の対象となった、明示的な環境主張と環境ラベリング制度の種類の概要
- (b) 管轄当局が第 15 条に従って事業者には是正措置を要求した、または第 17 条に従って罰則を課した、明示的な環境主張及び環境ラベリング制度の概要

2. 第 1 項の情報には、明示的な環境主張または環境ラベリング制度、申し立てられた違反の性質、是正措置の性質と期間、及び該当する場合は課された罰則を明記しなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項の情報を欧州委員会に毎年提供しなければならない。

4. 第 3 項に従って収集した情報及び第 15 条第 1 項に従って加盟国が提供した情報、ならびに必要に応じて管轄当局との追加的協議に基づき、欧州環境機関は、各加盟国及び欧州連合全体における明示的な環境主張及び環境ラベリング制度の推移に関する評価を含む報告書を、2 年ごとに公表するものとする。この報告書は、主張を行う事業者の規模や実証の質に応じて差別化を図ることができるものでなければならない。

第 21 条

評価及び見直し

1. 欧州委員会は、[OP: 日付=本指令の国内法化の日から 5 年後の日付 を挿入する] までに、本指令の目指す目的に照らして本指令の評価を実施し、主な調査結果に関する報告書を欧州議会及び理事会に提出するものとする。

2. 第 1 項で言及されている報告書は、特に以下に関して、本指令がその目的を達成したかどうかを評価するものでなければならない。

- (a) 製品または事業者の環境パフォーマンスに関する明示的な環境主張が信頼でき、比較可能で、検証可能な情報に基づいていることを確実にする。
- (b) 環境ラベリング制度が認証制度に基づくものであり、第 8 条に定める関連要件を満たすことを確実にする。
- (c) 既に既存の制度の対象となっている製品または事業者に関する新たな民間の環境ラベリング制度は、既存の制度と比較して付加価値を提供する場合に限り、加盟国によって承認されるようにする。
- (d) EU 市場における明示的な環境主張の伝達に関する規則を定め、そのような主張を伝達する際のコストの重複を避ける。
- (e) 域内市場の機能を強化する。

3. 欧州委員会が適切と判断する場合、第 1 項にいう報告書に、本指令の関連条項の改正に関する立法案を添付するものとする。これには、以下に関するさらなる規定を検討することが含まれる。

- (a) 環境主張の実証のための共通の方法、また関係する場合はライフサイクルに基づく方法の使用を義務付けることの適切性と実現可能性を評価することにより、循環型経済、バイオ経済、グリーン経済への機会の扉を開く。
- (b) 欧州委員会が策定する基準に沿って、有害物質を含む製品に関する環境主張の禁止（その使用が社会にとって不可欠であると考えられる場合を除く）の導入を検討することにより、有害物質のない環境への移行を促進する。
- (c) 耐久性、再利用性、修理性、リサイクル性、再生成分、天然成分の使用（繊維を含む）、環境パフォーマンスまたは持続可能性、バイオ要素、生分解性、生物多様性、廃棄物抑制・削減などの環境側面または環境影響に関する特定の環境主張の実証に

係る要求事項について、一層の調和を図る。

第 22 条

規則(EU)1024/2012 の改正

規則(EU)1024/2012 の附属書に、以下の点が追加される。

「X. [OP : 次の連番を挿入する] 明示的な環境主張の実証及び伝達に関する...欧州議会及び理事会指令 (EU)...(OJ L...、日付、ページ：第 13 条第 3 項及び第 15 条)」。

第 23 条

規則(EU)2017/2394 の改正

規則(EU)2017/2394 の附属書に、以下の点が追加される。

「X. [OP : 次の連番を挿入する] 明示的な環境主張の実証及び伝達に関する...欧州議会及び理事会指令 (EU)...(OJ L...、日付、ページ)」。

第 24 条

指令(EU)2020/1828 の改正

指令 (EU)2020/1828 の附属書 I に、以下の点が追加される。

「(X) [OP : 次の連番を挿入する] 明示的な環境主張の実証及び伝達に関する...欧州議会及び理事会指令 (EU)...(OJ L...、日付、ページ)」。

第 25 条

国内法化

1. 加盟国は、本指令を遵守するために必要な法律、規則及び管理規定を [OP : 日付 = 本指令の発効日から 18 カ月後の日付 を挿入する] までに採択し、公表しなければならない。加盟国は、これらの法案の本文を直ちに欧州委員会に伝えるものとする。

加盟国は、これらの法令を [OP : 日付 = 本指令の発効日から 24 カ月後の日付 を挿入する] から適用するものとする。

加盟国がこれらの法案を採択する際には、本指令への参照を含めるか、官報で発表する機会に参照しなければならない。かかる参照をどのように行うかは、加盟国が決定するものとする。

2. 加盟国は、本指令が対象とする分野で、採択する国内法の主要法案の本文を欧州委員会に伝えなければならない。

第 26 条

発効

本指令は、*欧州連合官報*に掲載された翌日から 20 日目に発効する。

第 27 条

対象国

本指令は、加盟国を対象とする。

ブリュッセルにおいて制定

*欧州議会*を代表して *欧州理事会*を代表して

議長 議長

立法財務諸表

1. 提案／イニシアチブの枠組み

1.1. 提案／イニシアチブのタイトル

グリーンクレーム：明示的な環境主張の実証及び伝達に関する欧州議会及び理事会指令の提案

1.2. 該当する政策分野

09 - 環境・気候変動対策²²

1.3. 本提案／イニシアチブは以下に関するもの

- ☐ 新たな措置
- ☐ パイロットプロジェクト／準備段階の措置に続く新たな措置²³
- ☐ 既存の措置の延長
- ☐ 1つまたは複数の措置の、別の措置／新たな措置への統合または方向転換

1.4. 目的

1.4.1. 一般的な目的

本イニシアチブの目的は、EU における環境保護のレベルを向上させ、循環型経済、クリーン経済、気候ニュートラル経済へのグリーン移行を加速させることに貢献し、消費者と企業をグリーンウォッシングから保護し、消費者が信頼できる環境主張とラベルに基づき十分な情報を得た上で購買決定を行うことでグリーン移行の加速に貢献できるようにし、環境主張に関する法的確実性と域内市場における公平な競争環境を改善し、自社の製品や活動の環境持続可能性を高める努力を払う事業者の競争力を高め、国境を越えて取引を行う事業者にコスト削減の機会を創出することである。

本イニシアチブは、提案されている不公正取引方法指令への変更案を補完するものである。

1.4.2. 具体的な目的

環境主張／環境ラベリング制度の実証、伝達及び検証について、EU 域内で営業する事業者（一部の規定については零細企業を除く）に対して適用される、自主的なグリーンクレームに関する EU 規則を制定する。

1.4.3. 期待される成果と影響

具体的な目的を達成することにより、より多くの市場関係者が、その意思決定（購買決定、サプライヤーの選択、サプライヤーやビジネスパートナーとの協力、製品設計、調達の選択など）に信頼できる環境情報を組み込むことができるようになる。

消費者は、購入する製品に記載されている環境主張を信頼することができるようになり、その購買決定に環境への配慮をより体系的に組み込むことができるようになる。

²² For the Green Claims, the legal basis of the initiative is the Single Market but budgetary resources come from 09 – Environment and Climate Action.

²³ As referred to in Article 58(2)(a) or (b) of the Financial Regulation.

これにより、より環境に優しい製品や解決策の需要が高まり、グリーン市場の成長が促進される。そうなれば、サプライチェーンにおいて、より高い効率とより優れた環境パフォーマンスを実現する機会が生まれるであろう。このことは、循環型経済とグリーン経済への扉を開くという一般的な目的に資するものとなる。環境主張に対する EU のアプローチを確立することは、域内市場、特にグリーン市場の機能を強化するという一般的な目的にかなうものであろう。

信頼性、比較性及び検証性という目的に応じる EU 共通のアプローチは、執行者が主張をチェックすることを容易にし、その効果をさらに高めることになるであろう。これは、製品や事業者の環境パフォーマンス向上への推進力をさらに強化し、欧州グリーンディールの目的に資するものである。

1.4.4. パフォーマンスの指標

進捗状況と成果を監視するための指標を明示する。

1. 製品及び会社に関する環境主張が信頼でき、比較でき、検証できる：信頼できる環境主張の割合が増加し、それに応じて誤解を招く環境主張の割合が減少していることを、以下により監視する。

- グリーンクレーム・イニシアチブの要件を満たす(あるいは満たさない)環境主張の数
- グリーンクレーム・イニシアチブの効果的な実施
- 本指令によってグリーンウォッシングへの対応が容易になったと考える国家当局の割合

2. 情報利用者が環境情報を信頼する：環境主張に対する情報利用者(消費者、企業、投資家、行政、NGO)の信頼が高まっていることを、以下により監視する。

- 環境主張に対する消費者の信頼のレベル
- 持続可能性ラベルに対する消費者の信頼のレベル
- 対象範囲の環境主張に対する他の情報利用者（企業、投資家、行政、NGO）の信頼のレベル

3. 製品及び組織の環境パフォーマンスが向上する：製品の環境フットプリントカテゴリー規則(PEFCR)、製品の環境フットプリント(PEF)及び組織の環境フットプリント (OEF)のプロファイル結果におけるベンチマーク値の好ましい推移は、製品や組織がより環境に優しいものとなっている傾向を示している。環境フットプリント手法の 16 項目の環境影響すべてを網羅する、EU の消費フットプリント (JRC が開発した消費フットプリント指標による) が減少している。これを以下の指標により監視する。

- PEFCR におけるベンチマーク値の推移
- PEF 及び OEF に関する EF プロファイル結果の経時的推移
- EU における消費フットプリントの推移

4. グリーン市場への障害が減少する：複数の方法への準拠や環境情報の提供に関連した障害が減少する。これを以下の指標により監視する。

- グリーン製品の国内市場に対する企業の意識

1.5. 提案／イニシアチブの根拠

1.5.1. 短期的または長期的に満たすべき要件 (イニシアチブの実施を展開するための詳

細なタイムラインを含む)

短期的要件

加盟国は、本指令を 2 年以内に国内法化する。この提案は、2022 年 3 月に欧州委員会が提案した不公正取引方法指令の見直しと密接に関連しており、2 つの指令が共同で国内法化されると予想される。

環境主張の実証と伝達に関する規則の国内法化に加え、加盟国は、上市製品／事業者に関する環境主張の実証を検証するための手順及びエコラベル制度を定め、管轄当局と調整メカニズムを指定する必要がある。

本提案は、自主的な環境主張を、第 3 条に定める特定の要件を満たす評価に基づいて実証する必要があるとしている。欧州委員会が、特定の製品群またはセクターについてライフサイクルに基づく規則を定める委任法令を採択する場合、事業者は、それに基づいて環境影響に関する具体的な主張を実証できるようになる。

本指令の実施を支援するために、本指令の発効後まもなく、欧州委員会は実装法令を採択し、第 12 条に従って環境主張の検証機関が発行する証明書の様式に関する詳細を規定する予定である。

継続的要件

管轄当局は、EU 市場で用いられている環境主張の定期的なチェックを行う義務を負う。

加盟国は、施行当局に通知された環境主張の概要、施行当局が責任組織に是正措置を要求し該当する場合は施行措置を講じた環境主張の概要に基づき、本指令の適用を定期的に監視する義務を負う。加盟国はこの情報を年 1 回、欧州委員会に提出する。

本指令の発効日から 5 年後、欧州委員会は本指令が追求する目的に照らした本指令の評価を実施し、主な調査結果に関する報告書、及び必要に応じて本指令の関連条項の改正に関する立法案を提示するものとする。

欧州委員会には、第 3 条第 4 項に従って、明示的な環境主張の実証要件をさらに具体化するための委任法令を採択する権限が与えられる。これは、さらなる実証方法を開発するための継続のプロセスとなる。

また、欧州委員会には、第 8 条第 8 項及び第 9 項に沿って、環境ラベリング制度の要件を補完する委任法令及び実装法令を採択する権限も与えられる。

1.5.2. 欧州連合の関与による付加価値 (調整による前進、法的確実性、有効性や相補性の向上など、さまざまな要因によってもたらされる可能性がある)。本項において、「欧州連合の関与による付加価値」とは、加盟国が単独で創出したであろう価値に付加される、欧州連合の介入によってもたらされる価値をいう。

EU 域内市場において一式の共通の規則を導入することにより、環境に関する主張を行う際に満たすべき要件 (使用する情報やデータに関する要件を含む) について、事業者にとって公平な競争条件を確保することが不可欠である。

現状に基づいて加盟国が個別に行動した場合、比較不可能な異なる手法やアプローチに基づく、競合する多くの異なる制度が存在することになるリスクが高く、特に域内市場で取引される国境を越える製品については、域内市場が分断され、製品や組織の環境パフォーマンスに関する認識や情報のレベルが EU 全域で不均一になり、国境を越えて取引する企

業には追加コストの発生するリスクが高まる（特に、異なる方法を使用する必要や異なるラベリング制度に準拠する必要がある場合）。

EU レベルでの取り組みがなければ、市場関係者は環境面に関する誤解を招くような情報に直面し続けると同時に、域内市場における障壁が同等の条件下での事業活動を妨げることになる。さらに、特定の主張を裏付ける方法の開発や、（必要であれば）関連データベースの構築などの特定の面は、製品、セクター、地理的領域の適用範囲という点で考えると、国内レベルでは達成できない。

EU レベルで共通の要求事項を設定することには、明確な付加価値がある。EU 域内市場が調和し、十分に機能すれば、EU 域内で活動する企業にとって公平な競争条件が整うからである。

EU レベルでの措置が取られた後は、加盟国が一方的に特定の措置を導入することができなくなるため、本指令は、単一市場の法的分断のリスクを減らし、政府及び民間企業にとってコスト削減をもたらすことが期待される。

1.5.3. 過去の同様の経験から学んだ教訓

本イニシアチブは、欧州委員会が欧州議会と欧州理事会に提案した不公正取引方法指令 (UCPD) の変更案を補完するものである。それは、UCPD の実施により得られた教訓と、明示的なグリーンクレームの実証、伝達、検証に関する具体的な規則の必要性の上に築かれている。また、エコラベリング制度の普及からも教訓を得ている。その他の教訓は、EU エコラベル、EMAS、環境フットプリント手法の開発に関するものである。

1.5.4. 多年度財政枠組みとの整合性、及び他の適切な手段との相乗効果の可能性

本イニシアチブは、EU の復興戦略を導く欧州グリーンディールの傘下にある。グリーンディールは、より公平で、より環境に優しく、よりデジタルな欧州を構築することにより、競争力のある持続可能性に投資することの利点を認識するものである。

このイニシアチブは、多年度財政枠組みの見出し 3 (天然資源と環境) のタイトル 9 (環境・気候変動対策) の下で資金調達される。以下に詳述するように、実施にあたっては、追加の人的資源、LIFE プログラムの下での支出、及び欧州環境機関 (EEA) 内でのいくつかの支援支出が必要となる。これに対応する EEA 補助金の増額は、EU の環境・気候変動対策プログラム (LIFE) から相殺される。

他の政策分野には、例えば第 3 条に基づく委任法令に規定される、環境主張の実証と伝達の要件を実施するための企業への支援、特にイノベーションと企業（とりわけ中小企業）への投資に提供される EU 資金がある。欧州地域開発基金は、スマート・スペシャリゼーション、LIFE 及びホライゾン・ヨーロッパを通じて民間のイノベーション資金調達を補完し、市場の問題を解決することを目的にイノベーションサイクル全体を支援する。デジタル・ヨーロッパ・プログラムでは、2022 年に協調行動 (Concerted Action) CIRPASS が開始された。この目的は、革新的なワークフローの可能性を開くこと、特に有形財の流通の循環性を促進することであるが、循環型経済に有用であることが実証されたデジタル製品パスポートの分野横断的な製品データモデルを定義することにより、消費者情報にも効果がある。

このイノベーション資金は、革新的な低炭素技術やソリューションの実証のための世界最

大級の資金援助プログラムである。2020 年から 2030 年にかけて約 100 億ユーロの支援を行う予定であり、その目的は欧州の脱炭素化と気候ニュートラルへの移行を支援する産業ソリューションを市場にもたらすことである。

1.5.5. 利用可能な異なる資金調達オプションの評価(再配置の余地を含む)

いくつかの選択肢が評価を受けたが、これには環境総局のみでカバーしデータセットの調達サービスと組み合わせる、他のサービスや機関との協力を模索するなどがあった。最良の選択肢として残ったのは、環境総局 (DG ENV) によるデータセットの調達サービスと、EEA のスタッフから専門知識を求めるための EEA への拠出金を組み合わせるというものである。

1.6. 提案／イニシアチブの期間及び財務上の影響

☐ 期間限定

- ☐ 有効期間：****年 [**月**日] から****年 [**月**日] まで
- ☐ 財務上の影響: 締結予算 (Commitment appropriation) については****年から****年まで、支払予算 (Payment appropriation) については****年から****年まで

☐ 期間無制限

- 2024 年から 2027 年までをスタートアップ期間として実施し、
- その後、本格的な運用を開始する。

1.7. 計画されている管理方法²⁴

☐ 欧州委員会による直接管理

- ☐ 欧州委員会の部門(欧州連合代表部のスタッフを含む)による管理
- ☐ 執行機関による管理

☐ 加盟国との共同管理

☐ 以下の機関に予算執行業務を委託することによる間接管理：

- ☐ 第三国または第三国が指定した機関
- ☐ 国際組織及びその機関（指定する）
- ☐ EIB 及び欧州投資基金
- ☐ 財政規則第 70 条及び第 71 条で言及されている機関
- ☐ 公法機関
- ☐ 公共サービスを使命とする私法上の機関（十分な財政的保証を提供する範囲内で）
- ☐ 官民パートナーシップの実施を委託され、適切な財政的保証を提供する、加盟国の私法に準拠する機関
- ☐ TEU タイトル V に基づき、CFSP における特定の行動の実施を委託され、関連する基本法で特定された者

²⁴ Details of budget implementation methods and references to the Financial Regulation may be found on the BUDGpedia site: <https://myintracomm.ec.europa.eu/corp/budget/financial-rules/budget-implementation/Pages/implementation-methods.aspx>

2. 管理手段

2.1. 監視及び報告に関する規則

頻度と条件を明記する。

本イニシアチブには、調達、JRC との行政上の取り決め、EEA への拠出金の増額、COM HR への影響が関係している。この種の支出についての標準的な規則が適用される。

2.2. 管理・統制システム（複数可）

2.2.1. 提案されている管理方法、資金調達実施メカニズム、支払方法、及び管理戦略の正当性

該当なし－上記を参照。

2.2.2. 特定されたリスク及びそれを軽減するために設定された内部統制システムに関する情報

該当なし－上記を参照。

2.2.3. 統制の費用対効果（「統制費用÷管理する関連資金の価値」の比率）の試算と正当性、及び予想されるエラーのリスクレベルの評価（支払時及び終了時）

該当なし－上記を参照。

2.3. 詐欺・不正行為の防止策

既存のまたは想定される防止・保護策を明記する（例えば不正防止戦略など）。

該当なし－上記を参照。

3. 提案／イニシアチブの財務上の影響の試算

3.1. 影響を受ける多年度財政枠組みの見出し及び歳出予算項目

- 既存の予算枠

多年度財政枠組みの見出しと予算枠の順に記載。

多年度 財政枠 組みの 見出し	予算項目	歳出の種類	拠出金			
	番号	Diff/Non-diff（分割/非分割） ²⁵	EFTA 諸国から ²⁶	候補国及び潜在的候補国から ²⁷	その他の第三国から	その他の指定歳入
3	09 02 02 循環型経済と生活の質	Diff.	あり	なし	あり	なし

²⁵ Diff. = Differentiated appropriations / Non-diff. = Non-differentiated appropriations.

²⁶ EFTA: European Free Trade Association.

²⁷ Candidate countries and, where applicable, potential candidates from the Western Balkans.

3	09 10 02 欧州環境庁	Diff.	あり	あり	なし	なし
7	20 01 02 01 - 報酬及び 給与	Non-diff.	なし	なし	なし	なし
7	20 02 01 03 - 当該機関 に一時的に割り当てられ る国家公務員	Non-diff.	なし	なし	なし	なし
7	20 02 06 02 - 会議、専門 家グループ	Non-diff.	なし	なし	なし	なし

- 新たな予算項目の請求

該当なし

3.2. 提案が予算に及ぼす財務上の影響の試算

3.2.1. 運営予算への影響の試算の概要

- □ 本提案／イニシアチブは、運営予算の使用を必要としない。
- □ 本提案／イニシアチブは、以下に説明するように、運用予算の使用が必要である。

単位：百万ユーロ（小数点以下第3位まで）

多年度財政枠組みの見出し	3	天然資源と環境
--------------	---	---------

環境総局 (DG: ENV)			2024 年	2025 年	2026 年	2027 年 以降	計
□運営予算							
09 02 02 循環型経済と生 活の質	締結予算	(1)	2.540	6.964	5.264	5.214	19.982
	支払予算	(2)	2.540	6.964	5.264	5.214	19.982
DG ENV の歳出予算総額	締結予算	=(1)	2.540	6.964	5.264	5.214	19.982
	支払予算	=(2)	2.540	6.964	5.264	5.214	19.982

上記の金額は、以下のアクションに必要な資金である。

- 多くの企業が自社のバリューチェーンを評価するために利用できる、主要プロセスの資源消費量と排出量に関する主要な平均データを提供する二次環境フットプリント (EF) データセットの取得、想定されるデータギャップを埋めるためのデータの取得及び開発、EF データベース用 IT プラットフォームの開発費用、及び 2026 年から 2027 年までの期間のデータベースのメンテナンス費用 (1,009.5 万ユーロ)。EF データセットへのアクセスは、企業（特に中小企業）が、より費用効率がよく負担の少ない方法でグリーンクレーム指令に適合するよう支援するものとなる。製品の環境パフォーマンスに関する質の高いデータへの容易なアクセスは、すべての企業、特に中小企業にとって、環境主張に関する本提案の第3条に基づく委任法令が実施されているか否かという問題とは関係なしに、確固とした方法で環境主張を実証することを可能にする重要な要素となる。EF データセット

へのアクセスは、持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）案²⁸など、環境の持続可能性及び消費者の正しい選択の援助に関する他の EU 政策の実施を支援するものでもある。ESPR は、義務的な情報要件を設定する可能性をもたらし、ラベリング要件とリンクさせることもでき、デジタル製品パスポートを通じて情報の流れを改善することになる。EF データセットは、ESPR 案で予測されているように、例えばカーボンフットプリントや環境フットプリントに関連する情報やパフォーマンス要件の計算と設定を、調和された質の高い二次データセットに基づいて支援する。

- 利害関係者が実証に用いる手法の使用に関する研究・調査の調達及びグリーンクレーム指令の評価（15 万ユーロ）
- JRC は、必要な技術的業務の一部について欧州委員会を支援するという重要な役割を果たす。この行政上の取り決めには約 170 万ユーロの費用がかかる見込みである。
- 明示的な環境主張の実証要件をさらに規定し、特定の製品群またはセクターについてはライフサイクルに基づくルールを設定することに関する第 3 条第 4 項に基づく委任法令の作成のための、行政的・技術的支援も重要な支出となる。この予算項目には、そのような委任法令 6 本分の策定費用（682.7 万ユーロ）が充てられている。
- 中小企業が本指令に適合するのを支援するための側面措置（第 3 条第 4 項に従う委任法令に記載された要求事項に基づく算定ツールの開発を含む）（121 万ユーロ）。

機関：EEA			2025 年	2026 年	2027 年	計
タイトル 1：人件費	締結予算	(1a)	0.180	0.367	0.375	0.922
	支払予算	(2a)	0.180	0.367	0.375	0.922
タイトル 2：インフラ	締結予算	(1b)				
	支払予算	(2b)				
タイトル 3：運営経費	締結予算	(1c)	0.095	0.065	0.065	0.225
	支払予算	(2c)	0.095	0.065	0.065	0.225
EEA 機関の歳出予算総額	締結予算	=1a+1b+1c	0.275	0.432	0.440	1.147
	支払予算	=2a+2b+2c	0.275	0.432	0.440	1.147

EEA の費用には、第 20 条第 4 項に基づいて本指令の施行後に EU 市場で行われる環境主張の監視を目的とした、フルタイム等量（FTE）で追加職員 2 名分（TA 1 名、CA 1 名）の費用と運営支出が含まれる。同機関は、第 20 条第 1 項～第 3 項に従って加盟国から報告

²⁸ Available at https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-ecodesign-sustainable-products-regulation_en

された情報の詳細な分析を担当し、EU 全域におけるグリーンクレームの推移を評価した報告書を 2 年ごとに発行する。これには、加盟国が年に 2 回作成し、アンケートを通じて欧州レベルで提出される報告書のほとんどの証拠が含まれる。EEA は、DG ENV と合意の上でこれらのアンケートの案を作成し、標準的な電子ツールでアンケートを行えるようにする。加盟国が報告する情報は、自国市場における主張を巡る統計と、虚偽主張の性質及び実施された是正措置に関する定性的記述の組み合わせとなる。これらのスタッフの業務は、各国からの報告や 2 年ごとの分析レポートの作成といった恒久的なものとなり、裏方で必要となる支援業務（事務、連絡、IT 開発、ビジネスサポートなど）もある。

□ 運営予算総額			2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	計
	締結予算	(4)	2.540	7.239	5.696	5.654	21.129
	支払予算	(5)	2.540	7.239	5.696	5.654	21.129
多年度財政枠組みの 見出し 1～3 の歳出予算総額	締結予算	=4	2.540	7.239	5.696	5.654	21.129

多年度財政枠組みの見出し	7	「行政経費(Administrative expenditure)」
--------------	---	------------------------------------

このセクションは、部局間協議の目的で DECIDE にアップロードされる立法財務報告書の附属書（内規の附属書 V）において最初に紹介される「行政的性質の予算データ (budget data of an administrative nature)」を用いて記入すること。

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

			2024 年	2025 年	2026 年	2027 年以 降	計
DG: ENV							
□ 人的資源			0.606	0.606	0.606	0.606	2.424
□ その他の行政経費			0.180	0.180	0.180	0.180	0.720
DG ENV の総額	歳出予算		0.786	0.786	0.786	0.786	3.144

DG ENV の現在のスタッフは、政策関連事項を扱う職員（AD）2 名、方法論的問題を扱う職員（AD）2 名で構成されている（FTE 換算）。このスタッフは今後も必要不可欠であり、以下の業務に対応することが期待されている。

- 政策調整、グリーンクレーム・イニシアチブの作業計画（特定の主張に関するさらなる要求事項の策定の一部を含む）、チーム調整、監視、利害関係者との関係など、グリーンクレーム・イニシアチブに関連する活動。これらの活動には、FTE 換算で 2 名の人的資源が必要である。
- 第 3 条に沿ってグリーンクレームを実証するための EF その他の手法の一層の開発：専門家グループの運営、移行段階の PEFCE/OEFCE の管理（今後、明示的な環境主張の一層の実証要件を規定することに関する第 3 条第 4 項に基づく委任法

令に組み込まれる部分があれば、EC 採択という追加タスクも含む)。これらの活動には FTE 換算で 1 名の人的資源が必要である。

- 二次 EF データの管理：契約の管理、データチェック、データベース構築など。これらの活動には、FTE 換算で 1 名の人的資源が必要である。

一般に、ライフサイクルアセスメント (LCA) 関連業務（手法やデータの開発など）や、グリーンクレームの代替となる手法やデータの開発に関連する業務には、科学博士レベルの教育による専門的な技術的／科学的知識と、その分野における長年の経験が必要とされる。そのようなスタッフを契約社員の条件で集めることは不可能である。したがって、これらの業務は正式なポストでカバーすべきであり、局内に専門スタッフがいない場合は、臨時職員に対して開かれるべきである。

したがって、DG ENV は以下の業務を行うスタッフ（以下の立場の配分に従って **AD 3 名、END 1 名**）の増員を要請する。

- 特定の主張（例：修理性、リサイクル性、耐久性）を規制するために明示的な環境主張の実証要件をさらに規定し、特定の製品群やセクターについてはライフサイクルに基づく具体的なルールを定めることに関する第 3 条第 4 項に基づいて、約 6～7 本の委任法令を策定する。
- 国家当局による新たな民間ラベリング制度の承認手続きや、主張とラベリング制度の適合証明書の書式を定めた実装法令を策定する。
- EU 全域での統一的な適用を確保するため、第 8 条で言及されている環境ラベリング制度の承認基準をさらに規定する委任法令を策定する。
- 域内市場での運用を目指す第三国の公的機関が確立し届け出た環境ラベリング制度が、当該機関の環境への野心、環境影響・環境側面・環境パフォーマンスまたは特定の製品群やセクターを対象としているという点で付加価値を提供し、本指令の要求事項を満たしていることを確認する目的で、それらの制度を評価し、欧州委員会による各制度の承認決定を作成する。
- 委任法令の作成における準備や審査のための研究、その他の研究を監督する。
- 本規則と、ESPR、バッテリー規則、タクソノミーなど他の政策に関連する EF データベースを開発・管理する。

さらに、この政策には 2 つの専門家グループが関与しており、各専門家グループにつき年間 3 回の会合を予算で賄う必要がある。

多年度財政枠組みの 見出し 7 の歳出予算総額	(締結予算総額＝ 支払予算総額)	0.786	0.786	0.786	0.786	3.144
----------------------------	---------------------	-------	-------	-------	-------	-------

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

		2024 年	2025 年	2026 年	2027 年 以降	計
多年度財政枠組みの 見出し 1～7 の歳出予算総額	締結予算	3.326	8.025	6.482	6.440	24.273

	支払予算	3.326	8.025	6.482	6.440	24.273
--	------	-------	-------	-------	-------	--------

3.2.2. 運営予算で賄われるアウトプットの試算

締結予算の単位：百万ユーロ（小数点以下第3位まで）

目 標 と ア ウ ト プ ッ ト を 示 す			西 暦 N 年		N+1 年		N+2 年		N+3 年		影響の持続期間を示すために必要 なだけ年を入力する(1.6 項参 照)								計
	□	ア ウ ト プ ッ ト																	
		タ イ プ 29	平 均 費 用	数	費 用	数	費 用	数	費 用	数	費 用	数	費 用	数	費 用	数	費 用	総 数	
具体的な目的 No. 1 ³⁰ ...																			
- アウトプット																			
- アウトプット																			
- アウトプット																			
具体的な目的 No . 1 の小計																			
具体的な目標 No 2 ...																			
- アウトプット																			
具体的な目的 No. 2 の小計																			
計																			

²⁹ Outputs are products and services to be supplied (e.g.: number of student exchanges financed, number of km of roads built, etc.).

³⁰ As described in point 1.4.2. 'Specific objective(s)...

3.2.3. EEA 及び COM の行政歳出予算への影響の試算

3.2.3.1. EEA の人的資源への影響の試算

- ☐ 本提案／イニシアチブは、行政的性質の歳出予算の使用を必要としない。
- ☐ 本提案／イニシアチブは、以下に説明するように、行政的性質の歳出予算の使用を必要とする。

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

	2025 年	2026 年	2027 年	計
--	--------	--------	--------	---

臨時職員（AD グレード）	0.117	0.240	0.244	0.602
臨時職員（AST グレード）				
契約スタッフ	0.063	0.128	0.130	0.320
加盟国から出向する専門家				

総額	0.180	0.367	0.375	0.922
-----------	--------------	--------------	--------------	--------------

必要人員（FTE）：

	2025 年	2026 年	2027 年	計
--	--------	--------	--------	---

臨時職員（AD グレード）	1	1	1	
臨時職員（AST グレード）				
契約スタッフ	1	1	1	
出向する各国の専門家				

合計	2	2	2	
-----------	----------	----------	----------	--

3.2.3.2. 欧州委員会における行政歳出予算の必要額の試算

3.2.3.3. 行政歳出予算への影響の試算の概要

- ☐ 本提案／イニシアチブは、行政的性質の歳出予算の使用を必要としない。
- ☐ 本提案／イニシアチブは、以下に説明するように、行政的性質の歳出予算の使用を

必要とする：

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年 以降	計
--	--------	--------	--------	--------------	---

多年度財政枠組 みの見出し 7					
人的資源	0.606	0.606	0.606	0.606	2.424
その他の行政経 費	0.180	0.180	0.180	0.180	0.720
多年度財政枠組 みの見出し 7 の 小計	0.786	0.786	0.786	0.786	3.144

多年度財政枠組 みの見出し 7³¹	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し
人的資源					
その他の行政的 性質の支出					
多年度財政枠組 みの見出し 7 以 外の小計	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し

合計	0.786	0.786	0.786	0.786	3.144
-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

人的資源及び他の行政的性質の支出に必要な歳出予算は、すでに当該アクションの管理に割り当てられている総局からの歳出予算及び／または総局内で再配分された歳出予算によって、また必要であれば、年次配分手続きに従って予算上の制約に照らして管理総局に交付される追加配分金によって賄われる。

3.2.3.4. 必要とされる人的資源の試算

- ☐ 本提案／イニシアチブは、人的資源の使用を必要としない。
- ☐ 本提案／イニシアチブは、以下に説明するように、人的資源の使用を必要とする。

³¹ Technical and/or administrative assistance and expenditure in support of the implementation of EU programmes and/or actions (former 'BA' lines), indirect research, direct research.

人数はフルタイム等量で表す

	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年以 降
20 01 02 01 (本部及び委員会代表事務所)	3	3	3	3
20 01 02 03 (代表部)				
01 01 01 01 (間接研究)				
01 01 01 11 (直接研究)				
その他の予算枠 (具体的に)				
20 02 01 (「グローバル・エンベロップ」からの AC、END、INT)	1	1	1	1
20 02 03 (代表部の AC、AL、END、INT、JPD)				
XX 01 xx yy zz ³²	- 本部			
	- 代表部			
01 01 01 02 (AC、END、INT - 間接研究)				
01 01 01 12 (AC、END、INT - 直接研究)				
その他の予算項目 (具体的に)				
計	4	4	4	4

実施する業務の説明

正規職員及び臨時職員	3.2.1 項の H7 についての説明を参照。
外部スタッフ	3.2.1 項の H7 についての説明を参照。

3.2.4. 現行の多年度財政枠組みとの整合性

本提案／イニシアチブは、

- ☐ 多年度財政枠組み (MFF) の該当する見出し内の再配分によって、全額を賄うことができる。
LIFE エンベロップ (予算項目 09.02.02) を用いて、EEA 助成金の増額分を相殺する。
- ☐ MFF の該当する見出しの割り当てられていないマージンを使用する、及び／または MFF 規則に定義された特別な手段を使用する必要がある。
- ☐ MFF の改定を要する。

3.2.5. 第三者による拠出金

本提案／イニシアチブは、

³² Sub-ceiling for external staff covered by operational appropriations (former 'BA' lines).

- ☐ 第三者による協調融資を規定していない。
- ☐ 以下に推定する第三者による協調融資を規定している。

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

	西暦 N 年 ³³	N+1 年	N+2 年	N+3 年	影響の持続期間を示す ために必要なだけ年を 入力する（1.6 項参照）			計
協調融資を行う 組織								
協調融資による 歳出予算総額								

3.3. 歳入への影響の試算

- ☐ 本提案／イニシアチブは、歳入に財務上の影響を及ぼさない。
- ☐ 本提案／イニシアチブは、以下に対して財務上の影響を及ぼす。

☐ 独自財源

☐ その他の歳入

歳入が歳出項目に割り当てられている場合はチェックする ☐

単位：百万ユーロ（小数点以下第 3 位まで）

歳入予算項目：	当年度に 利用可能な歳出 予算	提案／イニシアチブの影響 ³⁴						
		西暦 N 年	N+1 年	N+2 年	N+3 年	影響の持続期間を示 すために必要なだけ 年を入力する（1.6 項参照）		
第.....条								

割り当てられた歳入については、影響を受ける歳出項目を明記する。

その他の注記（例：歳入への影響の計算に使用する方法／計算式、その他の情報）

³³ Year N is the year in which implementation of the proposal/initiative starts. Please replace "N" by the expected first year of implementation (for instance: 2021). The same for the following years.

³⁴ As regards traditional own resources (customs duties, sugar levies), the amounts indicated must be net amounts, i.e. gross amounts after deduction of 20 % for collection costs.